

火力発電所の大気汚染物排出基準

(Emission standard of air pollutants for thermal power plants)

GB13223-1996

第 期：1992 年 8 月 1 日以前に建設・生産開始、又は初步設計が審査・批准された新規・拡張・改築の火力発電所

第 期：1992 年 8 月 1 日から 1996 年 12 月 31 日までの期間に、環境影響報告書が審査・批准された新規・拡張・改築の火力発電所。1992 年 8 月 1 日以前に環境影響報告書が審査・批准され、初步設計が審査中であった新築・拡張・改築の火力発電所を含む。

第 期：1997 年 1 月 1 日以降に環境影響報告書が審査・批准された新規・拡張・改築の火力発電所

表 1 第 期の火力発電所ボイラーの最高許容煤塵排出濃度及び煤煙濃度 (mg/m³)

分類	燃料基礎灰分 Aar , %							リンゲルマン濃度 (級)
	Aar 10	10 < Aar 20	20 < Aar 25	25 < Aar 30	30 < Aar 35	35 < Aar 40	Aar > 40	
電気集塵機 ⁽¹⁾	200	300	500	600	700	800	1,000	1
その他集塵機 ⁽²⁾	800	1,200	1,700	2,100	2,400	2,800	3,300	1

注：(1)バグフィルターも適用

(2)その他集塵機には、ベンチュリ、衝突式、ジェット、充填塔、スプレー塔、サイクロン等の集塵機を含む

表2 第 期の火力発電所ボイラーの最高許容煤塵排出濃度及び煤煙濃度 (mg/m³)

分類	燃料基礎灰分 Aar , %							リンゲルマン濃度 (級)
	Aar 10	10 < Aar 20	20 < Aar 25	25 < Aar 30	30 < Aar 35	35 < Aar 40	Aar > 40	
670t/h 以上で県レベル以上の一般居住区内の火力発電所ボイラー	150	200	300	350	400	450	600	1
670t/h 以下で県レベル以下の地域の火力発電所ボイラー	500	700	1,000	1,300	1,500	1,700	2,000	1

表3 第 期の火力発電所ボイラーの最高許容煤塵排出濃度及び煤煙濃度 (mg/m³)

分類	煤塵最高許容排出濃度
県レベル以上の一般居住区内の火力発電所ボイラー	200
県レベル以外の地域の火力発電所ボイラー	500
第 期の県レベル以上の一般居住区内にあり、1997 年 1 月 1 日以後も更に 10 年以上の余剰寿命がある火力発電所ボイラー*	600

* 余剰寿命 = 設計寿命 - 累計運転時間

表6 第 期の火力発電所排気塔 SO₂ 最高許容排出濃度

燃料基礎灰分 (%)	1.0	> 1.0
最高許容排出濃度 (mg/m ³)	2,100	1,200

表7 第 期の火力発電所ボイラー窒素酸化物最高許容排出濃度 (mg/m³)

ボイラー定量蒸発量*	微粉炭ボイラー	
	液体スラグ	固体スラグ
1,000t/h	1,000	650

* ボイラー定量蒸発量 1,000t/h 未満は暫時要求しない